

【新型コロナウイルス】QLD 州、7月31日(土)以降 NSW 州境地域4地方行政区からの入州者に、8月9日(月)午後6時～17日(火)午前0時1分まで、NSW 州の外出制限規則を適用する旨発表

2021年8月11日
在ブリスベン総領事館

●8月10日(火)、クイーンズランド(QLD)州政府は、7月31日(土)以降にニューサウスウェールズ(NSW)州境地域4地方行政区からすべての入州者に、8月9日(月)午後6時から8月17日(火)午前0時1分までの7日間、NSW 州外出規制規則(stay at home rules)に従う必要がある旨発表。

1 8月10日(火)、QLD 州政府は、NSW 州境地域にあるバリーナ(Ballina)、バイロン(Byron)、リズモア(Lismore)、リッチモンドバレー(Richmond Valley)の4地方行政区が、8月9日(月)午後6時から8月17日(火)午前0時1分までの7日間、NSW 州の外出規制規則(stay at home rules)の適用対象地域となったことを受け、7月31日(土)以降にこれら4行政区から入州したすべての者は、外出規制規則が適用されている間(8月9日(月)午後6時から8月17日(火)午前0時1分まで)、NSW 州の外出規制規則(stay at home rudiments)に従う必要がある旨を発表しました。

○本件に関しては、以下の QLD 州政府 HP をご覧下さい。

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/urgent-covid-19-update#nsw-update>

○NSW 州の外出規制規則は以下の NSW 州政府 HP をご覧下さい。

<https://www.nsw.gov.au/covid-19/rules/affected-regions#stay-at-home-rules>

2 感染接触注意喚起については日々更新されており、在留邦人の皆様の滞在されている地域においても、濃厚接触(close contacts)、偶発接触(casual contacts)、低リスク接触(low risk contacts)のいずれも対象場所・日時が大幅に増えていますので、以下の州政府による最新の感染接触注意喚起(英文のみ)を御覧ください。

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/contact-tracing>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館

住所: Level 17, 12 Creek Street, Brisbane, QLD 4000

電話: 07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

(良くある質問) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/faq.html>